

# 第1章 2016年度（平成28年度）実態調査報告書概要

## 調査概要

### 1 調査の目的

全国公共図書館協議会では、2016年度（平成28年度）・2017年度（平成29年度）の2か年で「公立図書館における地域資料サービス」について調査研究に取り組んでおり、2016年度（平成28年度）は全国の公立図書館を対象に実態調査を行った。

これまでに「地域資料」に関して行われた全国規模の調査としては『地域資料に関する調査研究』（国立国会図書館 平成18年調査）があるが、この調査から10年が経過している。今回の調査は、この間に生じた変化や新たな取組等について実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、今後の公立図書館における地域資料サービスの一層の進展に資することを目的としたものである。

### 2 調査対象

図書館法第2条第2項の地方公共団体が設置する公立図書館とした。自治体において図書館を複数設置している場合も、中心館1館の回答を基本とした。地域資料サービスについて中心的役割を担う図書館（以下、「地域資料中心館」）が、中心館と別にある場合、設問に応じて地域資料中心館が記入、又は中心館が地域資料中心館に聴取し、内容をとりまとめて1つの調査票にて回答することとした。

調査票の回収状況

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1,319	1,304	15	98.8%
計	1,366	1,351	15	98.8%

### 3 調査内容

地域資料サービスについて、(1)図書館概要・地域資料サービス概要、(2)収集・整理・保存、(3)利用・提供、(4)デジタル化、(5)電子行政資料、(6)連携・協働の実施状況等を調査した。設問で特別な指示がある場合を除き、2016年4月1日現在の状況、実績とした。

なお、調査では、『地域資料入門』（日本図書館協会 1999.4）を参考に、「地域資料」及び「地域資料サービス」を以下のように定義した。

- (1) 地域資料…当該地域を総合的に把握するための資料群
- (2) 地域資料サービス…上記(1)のような資料を収集・整理・保存・提供することによって、当該地域に居住する住民を中心とした図書館利用者の多様な資料・情報ニーズに応えること

## 地域資料サービスの実施状況

### 1 図書館概要・地域資料サービス概要

市区町村立における地域資料サービスの実施率は、96.1%であった。サービスに用いている名称としては、都道府県立、市区町村立ともに「郷土資料サービス」が約6割と最も多かった。全体では、地域資料サービスを自治体内の「中心館のみ」で実施しているところが多いが、市区町村立では「すべての図書館で行っている」も38.2%あった。また、職員については、自治体職員を専任担当として配している図書館は、都道府県立で32館（68%）、市区町村立で94館（7%）だった。施設・設備では「専用のコーナーがある」が最も多く、都道府県立74.5%、市区町村立86.3%だった。

## **2 収集・整理・保存**

都道府県立では、印刷資料、非印刷資料、現物資料など多様な資料を積極的に収集し、市区町村立では寄贈による収集を中心としているという傾向が見られた。収集方針や選書基準の明文化・公開率は都道府県立で高く、市区町村立では「明文化したものはない」という館も多い。

また、整理業務における「独自分類使用」や「件名付与」は、都道府県立での割合が高く、区市町村立では3割以上の館で用いられていない。書誌データ作成については、都道府県立、市区町村立ともに「一部は独自に作成、一部はMARCや他館作成のものを利用」が6割を超える。

保存に関する方針・基準については、「基準がある」「全体の保存方針の中で、一部地域資料について言及している」を合わせても5割に満たない。資料保存対策としては都道府県立、市区町村立ともに「補修、再製本」の実施率が最も高いが、都道府県立ではその他にも資料保存容器使用や媒体変換など多様な対策を講じている。

## **3 利用・提供**

貸出冊数、レファレンス件数については、都道府県立では半数を超える館で地域資料のみの統計を取っているが、市区町村立ではその割合は低い。

広報に関して、都道府県立では「図書館全体のパンフレット」「ウェブサイト中の単独ページ」「パスファインダー作成」など多様な手法を用いて広報活動を行っているのに対し、市区町村立では「特にしていない」が半数を超える。また、サービス事業としては、全体的に展示、講演会などの実施率が高い一方で、市区町村立では「特に実施していない」も3割を超えている。児童向けの地域資料サービスとしては、「児童コーナーに地域資料を排架」「学校への地域資料貸出」などが実施されていた。

## **4 デジタル化**

現在、地域資料のデジタル化を実施しているのは、都道府県立では29館（61.7%）、市区町村立では、144館（11.5%）である。デジタル化のきっかけは、都道府県立、市区町村立ともに、「資料の劣化・虫損など」が最も多く、次に「特別な予算がついたため」「自治体の方針」が多い。「地域資料のデジタル化を行ったことが無い」は、都道府県立では2館（4.3%）、市区町村立では952館（76.0%）であり、市区町村立では、取組がまだ進行していないことがわかる。

## **5 電子行政資料**

電子行政資料の収集を実施しているのは、都道府県立では27館（57.4%）、市区町村立では、113館（9.0%）であり、その中で、図書館への納本の規程があるのは、都道府県立では3館（11.1%）、市区町村立では4館（3.5%）であった。収集方法については、「図書館がウェブサイトから電子情報を収集」が都道府県立で20館、市区町村立で84館と最も多い。「発行部署が紙媒体に印刷して図書館に送付」との回答も複数館あった。保存方法としては、都道府県立で21館（77.8%）、市区町村立で88館（77.9%）が「電子情報を紙媒体に印刷」していると回答しており、電子情報としての特性が十分活かされていない現状がわかる。

## **6 連携・協働**

自治体内の図書館との協力関係については、都道府県立では「管内の市区町村立図書館との研修の実施」、市区町村立では「都道府県立図書館との研修の実施」が最も多い。何らかの類縁機関と協力関係を挙げているのは、都道府県立では38館（80.9%）、市区町村立では723館（57.7%）あった。自治体内の学校等との協力関係については、都道府県立では「高等学校」が最も多く、市区町村立では「小学校・中学校」との関係が多くなっている。

地域住民と協働して事業を実施しているのは、都道府県立では12館（25.5%）、市区町村立では280館（22.3%）であった。市区町村立の中では、政令市立が13館（65.0%）と最も実施率が高い。

※上記「地域資料サービスの実施状況」で記載している数値は、「2016年度（平成28年度）公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書」集計時による。2017年度（平成29年度）の分析を行うに当たっては、2016年度（平成28年度）実態調査集計時の一部回答漏れ（県立1館、市町立5館）データを追加して再集計を行った。